

委 託 契 約 書 （総価契約） （案）

委 託 業 務 名	可搬式マイボトル対応型給水機製造等業務
履 行 場 所	受注者の作業所及び広島市水道局が指定する場所
委 託 期 間	契約締結の日から 80 日間
委 託 契 約 金 額	円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円)
支 払 方 法 等	広島市水道局可搬式マイボトル対応型給水機製造等委託契約約款のとおり 一括払い
契 約 保 証 金	要 (契約金額の 100 分の 10 以上)
そ の 他 の 契 約 事 項	広島市水道局可搬式マイボトル対応型給水機製造等委託契約約款のとおり
特 約 条 項	なし
適 用 除 外 事 項	なし
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の広島市水道局可搬式マイボトル対応型給水機製造等委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市中区基町 9 番 3 2 号

広島市

代表者 広島市水道事業管理者

広島市水道局長 村上 裕之

受注者

広島市水道局可搬式マイボトル対応型給水機製造等委託契約約款

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面、業務に関する説明書及びこれに対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、委託契約書記載の委託業務（以下「委託業務」という。）を契約書記載の委託期間（以下「委託期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その契約代金を支払うものとする。

3 この約款に定める承諾、通知、承認、請求、報告、催告及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。

7 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

（委託業務の公共性の認識等）

第2条 受注者は、委託業務を行うに当たっては、委託業務の公共性を認識し、常に善良なる管理者の注意をもつて、委託業務を行わなければならない。

（経費等の負担）

第3条 委託業務を行うために必要な経費等は、すべて受注者の負担とする。ただし、発注者が別に定めたものについては、発注者が負担する。

（権利義務の譲渡制限等）

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。

3 受注者は、前項の規定にのっとり、業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任する場合は、下請契約等（委託業務の全部又は一部について締結される下請契約又は再委任契約をいい、当該全部又は一部の委託業務に係る下請契約又は再委任契約が数次にわたる場合は、それぞれの下請契約又は再委任契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、次の各号に該当する者がその当事者として選定されないことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 広島市水道局物品等に係る契約の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成9年9月12日施行）第6条第1項各号（第3号を除く。）、第6条の2第1項又は第6条の3第1項若しくは第2項（同要綱第6条の3第1項又は第2項の場合にあっては、同要綱第6条第1項第1号の規定に相当する部分に限る。）の規定その他これらに類する発注者が定める要綱等の規定（これらに準じ又はその例によることとされる場合を含む。）により、本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの
 - (2) 広島市水道局競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成8年4月1日施行）第2条第1項又は第3条の規定により指名停止の措置を受けた者で、当該指名停止の期間を経過しないもの
 - (3) 暴力団（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（昭和62年11月1日施行）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同要綱第2条第2項に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団等経営支配法人等（同要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等及び同条第4項に規定する被公表者経営支配法人等をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（同要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である者
- 4 受注者は、前項第3号に掲げる者に該当するものを、資材、原材料等の売買その他の契約（業務を履行するために、受注者が行う資材、原材料等の売買その他の契約（下請契約等を除く。）をいう。以下同じ。）において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、前3項の規定にのっとり、自ら下請負人（下請契約等の申込みを承諾した者をいう。以下同じ。）を定め、又は受注者以外の者によって下請負人が定められたときは、直ちに、全ての下請負人の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第3項各号のいずれかに該当する者がいないことについて、発注者の確認を受けなければならない。

（法令の遵守）

第5条 受注者は、委託業務を履行するに当たっては、労働関係諸法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他関係法規を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うものとする。

（実施計画書等の作成）

第6条 受注者は、本件製造に関し実施に係る計画書及び設計書を作成し、仕様書等に定めるところに従い、契約締結の日から7日以内に発注者に提出し、その承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（実施体制）

第7条 受注者は、本件製造の実施体制を、契約締結の日から7日以内に、書面により発注者に報告するものとする。

2 発注者は、本件製造に関する委託者としての注文、指示等は受注者又は受注者の選任した責任者に対して行うものとする。

(成果物の納入等)

第8条 発注者は、成果物を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、成果物を納入し、業務を完了したときには、発注者に対して、委託業務実施報告書を提出しなければならない。

(検査等)

第9条 発注者は、必要があると認めたときは、成果物の納入までの間において、必要な検査を行うことができる。

2 発注者は、前条第2項の委託業務実施報告書が到達した日から起算して10日以内に仕様書等に基づいて検査を行うものとする。

3 受注者は、検査に合格しないものがあるときは、直ちに仕様書等に適合するものを取り替え、発注者の再検査を受けなければならない。

(危険負担)

第10条 前条に規定する検査(再検査を含む。)が完了するまでの間における物品の危険負担は、受注者が負うものとする。

(報告義務)

第11条 受注者は、委託業務を実施する際、次に掲げる事態が発生した場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。

(1) 事故が発生し、又はそのおそれがある場合

(2) その他委託業務の履行に支障を及ぼす事態が発生し、又はそのおそれがある場合

2 受注者は、実施計画書に従った委託業務の履行ができないことが明らかになったときは、発注者に対して直ちにその理由を付した書面を提出しなければならない。

(契約金額の請求及び支払)

第12条 受注者は、成果物の検査が完了したのちに、契約金額の支払いを発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第13条 発注者は、納入された成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補、代替物の納入又は不足分の納入による履行の追完の請求をすることができる。この場合、受注者は、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることはできない。

2 前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告を市、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示

したときなどこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(契約不適合責任期間)

第14条 発注者は、契約書記載の契約不適合責任期間内でなければ、契約不適合（納入された成果物が数量に関して契約の内容に適合しないものを除く。）以下この条において同じ。）を理由とした履行の追完の請求、契約金額の減額の請求をすることができない。ただし、受注者が成果物を納入した時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

2 契約不適合責任期間は、第9条の規定による検査（再検査を含む。）が完了した日から起算する。

3 発注者が前条第2項に規定する履行の追完の催告をした上で契約金額の減額を請求したときは、契約不適合責任期間内に請求したものとみなす。

4 民法第566条本文の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

(談合行為等の措置)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を直ちに解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第8項に規定する役員等をいう。）、代理人、使用人その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が第1号又は前号に掲げる行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、委託契約金額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは10分の1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(催告による契約解除)

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行しないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) この契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第13条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号及び次条に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(催告によらない契約解除)

第17条 発注者は、第15条の規定による場合のほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに解除することができる。

- (1) この契約を履行しないことが明らかなきとき。
- (2) この契約を履行することを拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 第4条第1項の規定に違反し、この契約に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させたとき。
- (4) 第4条第3項の規定に違反したとき。
- (5) 警察等捜査機関からの通報等により、第4条第3項第3号に該当する者であることが判明したとき。
- (6) 受注者が、第4条第3項に違反して、この契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第3項第3号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、発注者が当該再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、受注者がこれに応じなかったとき。
- (7) 受注者が、第4条第4項に違反して、原材料等の売買その他の契約において、第4条第3項第3号に掲げる者に該当するものを、その相手方又は代理若しくは媒介をする者とした場合において、発注者が当該契約の解除を求め、受注者がこれに応じなかったとき。

(契約解除後の損害賠償等)

第18条 受注者は、前2条による契約の解除により損害を受けるときがあっても、損害の賠償を発注者に請求できないものとする。

- 2 受注者は、前2条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 発注者は、前3条の規定によりこの契約を解除した場合は、受注者が解除の日までに納入した成果物がある場合には、検査の上、当該検査に合格した部分に相当する契約

代金相当額を受注者に支払うものとする。

(契約保証金)

第19条 契約保証金は、受注者がこの契約に定める義務を履行したときは、これを返還する。

2 契約保証金には、利息を付けない。

3 受注者が契約の締結と同時に納付した契約保証金は、第15条第1項、第16条又は第17条の規定により契約が解除された場合においては発注者に帰属し、当該契約保証金があるとき、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該契約保証金又は担保をもって損害金又は違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第20条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第5項において同じ。）から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、発注者との委託業務の実施計画に関する協議を行った結果、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に委託期間の延長の請求を行うものとする。

5 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

6 受注者は、前項の被害により委託期間内の業務完了に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と委託業務の実施計画に関する協議を行うものとし、委託期間内の業務完了に遅れが生じると認められた場合は、次条の規定により、発注者に委託期間の延長の請求を行うものとする。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第21条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に委託期間の延長変更を請求することができる。

(発注者による業務の執行)

第22条 受注者が、委託業務を履行する見込みがないときその他この契約に定める義務を履行しないときは、発注者は、受注者の負担でこれを執行することができる。この場合において、受注者は、損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求

することはできない。

(契約の変更)

第23条 発注者は、受注者が成果物の引渡しを完了するまでは、仕様書等を変更することができる。

2 前項の場合において、契約金額、納入期限その他契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して、これを定めるものとする。

3 発注者は、第1項に定めるもののほか、納入期限、納入場所その他契約に定める条件を、受注者と協議のうえ変更することができる。

(一般的損害)

第24条 この契約の履行について生じた損害（次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 この契約の履行につき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等（発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等のことをいう。以下同じ。）の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害に係るものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(遅延損害金)

第26条 受注者が、その責めに帰すべき理由により委託契約書に定める委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになった場合において、委託期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあるときは、発注者は、受注者から遅延損害金を徴して、委託期間を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は、延長前の委託期間満了の日から第9条第2項又は第3項の規定による検査の合格の日までの日数1日に付き、発注者が委託業務の未履行部分に相応する委託契約金額相当額として定める額の1,000分の1に相当する額とする。

【広島市水道局契約規程第34条第3号又は6号を適用し契約保証金を免除する場合、次の条文を加える。】

(相殺)

第27条 発注者は、この契約に基づいて発注者が受注者に負う金銭債務と受注者が発注者に負う金銭債務とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(守秘義務)

第28条 受注者は、委託業務の履行に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
この契約の終了後及び解除後も、同様とする。

(特記事項)

第29条 受注者は、この契約による業務を行うに当たっては、別記「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(補則)

第30条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して、これを定める。